

議案第 90 号

山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例の一部改正について

山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 12 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

国は現在も部落差別が存在することを認め、部落差別の解消の推進に関する法律を制定し明確にしました。近年の情報化の進展に伴い、部落差別をはじめあらゆる差別のない社会を実現することが重要な課題です。

この法律の施行に基づき、地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、人権教育及び啓発活動を充実するため、条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例の一部を改正する条例

山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例（平成20年山都町条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山都町部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例

第1条中「基本的人権」の次に「の享有」を加え、「定める」を「定めた」に改め、「理念」の次に「の下、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめ、あらゆる差別をなくし人権の擁護を図ることを目的としたその他の関係法律の施策と相まって」を加え、「及び国の同和対策審議会答申の精神に基づき、もっとも深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし人権の擁護を図ることにより」を削り、「山都町」を「町」に改める。

第3条中「協力する。また、自らも人権侵害の撤廃」を「協力し、自らも人権意識の高揚」に改める。

第4条中「教育の充実等」を「教育及び人権擁護」に、「町民及び各種団体と協力のうへ、推進に」を「総合的に推進するよう」に改め、同条に次の1項を加える。

2 町は、前項の施策を推進するために、国及び県が実施する部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消と人権に関する調査に、各種団体と連携を図り、協力する。

第6条中「なくすこと」を「なくし、人権擁護」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第5条の見出し中「啓発活動」を「人権教育及び啓発活動」に改め、同条中「充実した啓発活動を行い、人権を大切に」を「人権教育の推進と啓発活動の充実を図り、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権を擁護」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(相談体制の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に適切に応ずるための相談体制の整備に努める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例(平成20年条例第6号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○山都町 <u>あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権_____を保障し、法の下 の平等を<u>定める</u>日本国憲法の理念_____</p> <p>_____</p> <p><u>及び国の同和对策審議会答申の精神に基づき、もっとも深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし人権の擁護を図ることにより、人権尊重を基本とする差別のない明るい住みよい山都町づくりを実現することを目的とする。</u></p> <p>(町民の責務)</p> <p>第3条 町民は、互いに基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に<u>協力する</u>。また、自らも人権侵害の撤廃に努める。</p> <p>(町の施策の推進)</p> <p>第4条 町は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、<u>教育の充実等</u>_____に関する施策について、<u>町民及び各種団体と協力のうえ、推進に努める。</u></p>	<p>○山都町<u>部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の<u>享有</u>を保障し、法の下 の平等を<u>定めた</u>日本国憲法の理念<u>の下、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめ、あらゆる差別をなくし人権の擁護を図ることを目的としたその他の関係法律の施策と相まって</u></p> <p>_____、人権尊重を基本とする差別のない明るい住みよい町_____づくりを実現することを目的とする。</p> <p>(町民の責務)</p> <p>第3条 町民は、互いに基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に<u>協力し</u>_____、自らも人権意識の高揚に努める。</p> <p>(町の施策の推進)</p> <p>第4条 町は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、<u>教育及び人権擁護に関する施策について、総合的に推進するよう</u>_____努める。</p> <p>2 町は、前項の施策を推進するために、<u>国及び県が実施する部落差別を</u></p>

(啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、各種団体との連携を強化し、充実した啓発活動を行い、人権を大切に
する社会づくりに努める。

(推進体制の充実)

第6条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすこと
に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種団体と連携を図り、
推進体制の充実に努める。

はじめ、あらゆる差別の解消と人権に関する調査に、各種団体と連携
を図り、協力する。

(相談体制の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別をはじ
め、あらゆる差別に関する相談に適切に応ずるための相談体制の整備
に努める。

(人権教育及び啓発活動の充実)

第6条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、各種団体との連携を強
化し、人権教育の推進と啓発活動の充実を図り、部落差別をはじめ、
あらゆる差別をなくし、人権を擁護する社会づくりに努める。

(推進体制の充実)

第7条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権擁護に関
する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種団体と連携を図り、
推進体制の充実に努める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。